

三重県いじめ防止条例（仮称）の制定について

1 いじめ防止に係るこれまでの国の動向および県の実施状況

○「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年施行）

国において、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国および地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めた法が制定されました。

○「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年）

国において、法に基づき、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにする方針が策定されました。

その後、国は平成 29 年 3 月に法に基づくいじめ防止に係る取組状況の把握と検証を行い、いじめが「解消している」状態と判断するための要件が初めて示されたほか、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、達成状況を評価することなど、「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を行いました。

○「三重県いじめ防止基本方針」（平成 26 年）

本県では、法の趣旨をふまえ、国の基本方針を参酌し、いじめ防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの未然防止や事案発生時の対応等の基本的な方向を示した方針を策定しました。

すべての学校が、県の方針をふまえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けて、教職員がささいな兆候でも、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持つことに努めています。

○「三重県いじめ問題対策連絡協議会」（平成 26 年条例制定）

いじめの防止等に関係する機関および団体の連携を図るため、設置しています。

○「三重県いじめ対策審議会」（平成 26 年条例制定）

いじめ防止等のための調査研究等を行うため、設置しています。

○「三重県いじめ調査委員会」（平成 26 年条例制定）（健康福祉部所管）

知事の諮問に応じ、いじめの調査結果を審議するため、設置しています。

2 条例制定の考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許されるものではありません。

本県においては、これまで「三重県いじめ防止基本方針」に基づき、学校を主体としたいじめの防止等の取組を進めてきました。

しかし、インターネットを通じて行われるいじめや大人の言動や振る舞いが子どもに影響を与えるという指摘もあり、いじめは学校だけの問題ではなく、社会全体の課題としてとらえ、子どもたちに関わるすべての大人が「いじめは絶対に許さない」、「子どもたちを徹底して守り通す。」という姿勢を示し、いじめ防止に向けた取組を進めることが重要です。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが許されない行為であることについて、一人ひとりが十分に理解することが必要です。

そこで、あらためて、いじめは、学校を含めた社会全体の課題であることを共有し、社会総がかりでいじめを生まない社会の実現のため、「三重県いじめ防止条例（仮称）」を制定します。

3 条例制定に向けて

(1) 条例検討委員会

条例案策定に向けて、幅広く意見を聞くため、有識者、保護者代表、学校関係者等で構成する検討委員会を設置します。

ア 会議の構成 14名

大学教授、弁護士会、臨床心理士会、人権擁護委員連合会、児童養護施設協会、PTA連合会、市町教育長会、校長会、私学協会、教員、警察

イ 会議の開催 平成29年12月までに3回程度の会議を開催予定

(2) 子どもの声を聞く機会

子どもたちが主体的に参画する仕組みをつくり、子どもの声をていねいに聞き、子ども目線に立った条例になるよう工夫します。

①児童生徒アンケート（平成28年7月実施）

ア 対象 県内の小学校10校（5・6年生）・中学校10校（全学年）の児童生徒3,408人

イ 内容 いじめ経験の有無、教員、保護者への願い等

ウ 結果（概要）

- ・およそ3人に2人は、「過去にいじめの被害や加害の経験をした」と回答しています。
- ・被害者と加害者が入れ替わりながら、多くの子どもたちがいじめに関わった経験を持っています。
- ・教員への願いでは、小学校では「しっかり注意してほしい、叱ってほしい」が多いのに対し、中学校では「一人ひとりをよく見てほしい」が最も多くなっています。
- ・保護者への願いでは、小・中学校ともに、「話を聞いてほしい、相談に乗ってほしい」や、「学校での出来事を聞いてほしい」が多くなっています。

②高校生意見交流会

- ア 対象 県立高等学校生徒
- イ 時期 平成 29 年 8 月
- ウ 内容 各校の生徒会において、いじめの問題について議論したことを、代表者が持ち寄り、弁護士による講義を受講後、グループ討議をし、高校生による行動宣言（仮称）をまとめる。

③子どもの声募集

- ア 対象 県内の小中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒
- イ 時期 平成 29 年 9 月～10 月
- ウ 内容 児童会、生徒会において、いじめの問題について議論し、いじめを生まない社会にするため、個人でできること、学校・家庭・地域でできること、大人や社会への願い等を考え、提案してもらう。

(3) パブリックコメント

- ア 時期 平成 29 年 10 月中旬～11 月中旬

4 今後の予定（案）

- | | |
|-----------------------|------------------------------|
| 平成 29 年 6 月 | 第 1 回条例検討委員会開催 |
| 平成 29 年 8 月 | 高校生意見交流会 |
| 平成 29 年 9 月 | 第 2 回条例検討委員会開催
子どもの声募集 |
| 平成 29 年 10 月
～11 月 | パブリックコメントの実施
第 3 回条例検討委員会 |
| 平成 29 年 12 月 | 最終案完成 |
| 平成 30 年 2 月 | 条例案提出 |